

特別武三地区における運賃改定実施による労働条件の改善状況

特別区・武三地区においては、令和4年11月14日から新運賃を実施しており、今般、一般社団法人東京ハイヤー・タクシー協会において、タクシー運転者の労働条件の改善状況が公表されたところですが、同協会に加入していない事業者はこの公表に含まれていないことから、同協会に加入していない事業者の状況について、次のとおり公表します。

1. 運賃を改定した事業者数

27社 ※うち、1社は未提出

2. 平均増収率（26社平均）

39.17%

（注）平均増収率は、次の算式により算出したもの。

$$\frac{\text{令和4年12月から令和5年5月の営業収入(税引き後)}}{\text{令和3年12月から令和4年5月の営業収入(税引き後)}} \times 100 - 100$$

○増収率がプラスとなった事業者

26社

10%以上	9%以上 10%未満	8%以上 9%未満	7%以上 8%未満	6%以上 7%未満	5%以上 6%未満	4%以上 5%未満	3%以上 4%未満	2%以上 3%未満	1%以上 2%未満	0%以上 1%未満
26社	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

3. 賃金上昇率及び賃金改善率

(1) 一般運転者に係る運転者1人平均賃金上昇率(26社平均)

37.85%

改定前 (令和3年12月～令和4年5月) 1人平均給与月額(6ヶ月)	改定後 (令和4年12月～令和5年5月) 1人平均給与月額(6ヶ月)
253,960円	350,083円

（注）一般運転者とは定時制乗務員を除く運転者をいう。

(2) 改定による賃金改善率の分布（一般運転者1人平均）

26社

10%以上	9%以上 10%未満	8%以上 9%未満	7%以上 8%未満	6%以上 7%未満	5%以上 6%未満	4%以上 5%未満	3%以上 4%未満	2%以上 3%未満	1%以上 2%未満	0%以上 1%未満
26社	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

（注）賃金改善率は次の算式により算出

$$\left[\frac{\text{一般運転者に係る
令和4年12月～令和5年5月の運転者1人の平均給与月額}}{\text{一般運転者に係る
令和3年12月～令和4年5月の運転者1人平均給与月額}} \times 100 \right] - 100$$

4. 一般運転者に係る営業収入に占める賃金支給率の変動状況

○賃金支給率が上昇した事業者:23社

110% 以上	109% 以上	108% 以上	107% 以上	106% 以上	105% 以上	104% 以上	103% 以上	102% 以上	101% 以上	100% 以上
	110% 未満	109% 未満	108% 未満	107% 未満	106% 未満	105% 未満	104% 未満	103% 未満	102% 未満	101% 未満
3社	_____	_____	1社	1社	1社	3社	5社	2社	4社	3社

○賃金支給率が低下した事業者:3社

99%以上 100%未満	98%以上 99%未満	97%以上 98%未満	96%以上 97%未満	95%以上 96%未満	94%以上 95%未満	93%以上 94%未満	92%以上 93%未満	92%未満
1社	1社	1社	_____	_____	_____	_____	_____	_____

(注)賃金支給率の変動状況は、次の算式により算出

$$\left[\frac{\text{一般運転者に係る 令和4年12月～令和5年5月の賃金支給総額}}{\text{同時期の営業収入}} \right] \div \left[\frac{\text{一般運転者に係る 令和3年12月～令和4年5月の賃金支給総額}}{\text{同時期の営業収入}} \right] \times 100$$

5. その他

(1) 労働者負担の軽減

- ・労働者負担の廃止 1社
- ・労働者負担の軽減 5社

(2) 手当類の創設・拡充

- ・手当類の創設 1社
- ・手当類の拡充 3社